

シンポジウム

子どもコミッショナーとは何か ～子どものSOSに応える相談救済機関 の在り方を考える～

日時：3月20日（月）午後6時～午後8時
オンライン開催・事前申込制、参加費無料

【企画概要】

2022年6月にこども基本法とこども家庭庁設置法案が成立し、
子ども家庭庁の設置に向けて準備が進められています。

数々の対策が講じられていますが、いまだに子どもの虐待死やいじめ自殺の報道が絶えることはありません。こども家庭庁は、いじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関することを所掌事務の1つとしていますが、各地域において、いじめ問題に限らず、子どもの権利に基づいて総合的な子どもの権利侵害の解決にあたる機関の設置が望まれます。

現在、40を超える地方自治体には、子どもの相談救済機関が設置されており、
悩み苦しんでいる子どもの相談を受け、関係機関と連携しながら問題を解決しています。

実際に子どもの声を聴き、子どもに寄り添って子どもの相談を迅速に解決している地方自治体の相談救済機関の活動状況について報告しながら、国に設置が望まれる「子どもコミッショナー（子どもの権利擁護委員会）」がどのようなものかを具体的に考えていきたいと思います。

【講師・報告者】

●書籍「子どもコミッショナーはなぜ必要かー子どものSOSに応える人権機関」の出版報告●

柳優香会員（福岡県弁護士会）

●自治体の子どもの相談救済機関のグッドプラクティス●

野村武司会員（埼玉弁護士会）

●各地の相談救済機関の現状と期待されること●

「子どもの権利擁護委員の活動」

平尾潔会員（第二東京弁護士会）、北川和彦会員（長野県弁護士会）、原敦子会員（札幌弁護士会）、

「子どもの声をどのように聞いていけばいいか」

中島早苗氏（認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン代表）

【お申込方法】

以下のURLか二次元バーコードよりお申し込みください。

URL：<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/kihonhosmo/children/>

申込期限：3月13日（月）まで

※上記期日までにお申込いただいた方に、URLや資料等の開催情報をお知らせします。

※上記申込期限前でも、定員に達し次第、締切とさせていただきます。

ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、本シンポジウムの運営のために利用します。

また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあるほか、個人情報は統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

